

令和元年6月7日発行

成年後見制度利用促進ニュースレター

厚生労働省

1. 第3回専門家会議を開催しました

第3回成年後見制度利用促進専門家会議について報告します。

大口善徳副大臣の挨拶

令和元年5月27日(月)15時～17時、第3回目となる成年後見制度利用促進専門家会議を開催しました。冒頭の大口善徳厚生労働副大臣の挨拶では、会議において様々なご意見をいただいている各委員への謝意のほか、国基本計画に係るKPI(成果指標)を設定することや、今後策定が予定されている認知症施策大綱にも関連施策を盛り込むことなど、成年後見制度の利用促進に関する取組強化に向けた力強いコメントがありました。



挨拶する大口厚生労働副大臣

施策の進捗状況等の報告

その後、成年後見制度の利用促進に係る施策の進捗状況等に関して、

- 最高裁判所から、適切な後見人の選任及び報酬付与の在り方に関する検討状況、後見人等の意思決定支援の在り方に関する協議の状況について
- 厚生労働省から、中核機関の整備に関する考え方や留意事項(いわゆる「ハコモノ新設」ではないこと等)、参考となる各地域での中核機関の整備例のほか、後見人等の意思決定支援研修に関する研究事業について
- 関係委員から、調査研究事業により新たに作成された「市町村計画策定の手引き」や「職員向け研修プログラム」の概要についてそれぞれ報告がなされました。

➤ 本号の掲載内容

1. 第3回専門家会議を開催しました
2. 各地の取組をご報告いただきました
3. 「身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援にかかるガイドライン」について
4. 国研修の日程をお伝え致します
5. 市町村職員を対象とするセミナーについてお知らせします

KPIの設定

国基本計画に係るKPI(成果指標)については、これまでの各委員の意見等を踏まえ、工程表における施策ごとに、国基本計画の終期である2021年度末までに達成すべきKPIやそのための具体的施策案が示され、活発な意見交換が行われました。これらのご意見を踏まえ、5月30日付けでKPIを設定しました。今後は、KPIの達成に向けて、関係省庁や裁判所、関係機関、地方公共団体と引き続き連携し、取組の推進に努めてまいります。

【KPI(2021年度末)の例】

- ・中核機関(権利擁護センター等を含む。以下同じ。)を整備した市区町村数 全1741市区町村
- ・中核機関において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村
- ・中核機関において後見人支援の取組(専門職の雇い上げ等による相談・手続支援)を行っている市区町村数 200市区町村
- ・協議会等を設置した市区町村数 全1741市区町村
- ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村
- ・国研修を受講した中核機関・行政職員等の数 3500人

なお、今回の専門家会議では、参加された全ての委員からご意見をいただきました。詳しくは、後日ホームページに掲載予定の議事録等をご覧ください。また、設定されたKPI(成果指標)についてもホームページに掲載しています。

厚生労働省ホームページ>ホーム>政策について
>審議会・研究会等>成年後見制度利用促進専門家会議
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212875.html>

2. 各地の取組をご報告いただきました

茨城県内初！取手市で成年後見制度利用促進

茨城県取手市（人口 107,204 人、高齢化率 33.75%）では、高齢福祉課と障害福祉課で連携し、平成 30 年 12 月、茨城県内では初となる成年後見制度利用促進審議会条例を制定（平成 31 年 4 月より施行）、令和元年 5 月 14 日に第 1 回目の審議会を開催しました。

審議会では委員への委嘱状の交付、会長、副会長の選任、今後の開催予定や主な検討事項を議題として議論が行われました。



会長の趣旨説明



会議の様子

今年度中に 5 回程度の審議会を開催し、取手市の成年後見制度利用促進基本計画を策定する予定です。計画に基づき、既存の仕組みを活用しながら地域連携ネットワーク、協議会、中核機関を来年度整備していくそうです。

審議会メンバー

弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、精神保健福祉士、NPO 法人とりで市民後見の会、成年後見サポートセンター（取手市社会福祉協議会）、介護支援専門員、医療相談員、介護老人福祉施設長、消費生活センター、地域包括支援センター

※水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部主任書記官（オブザーバー）

この取手市の取り組みは、平成 27 年度以降、地域包括支援センター等を充実したことにより（日常生活圏域 5、委託型地域包括支援センター

数 4）地域住民、民生委員、介護支援専門員等から地域包括支援センターへ権利擁護に関する相談が年々増加し、地域ケア個別会議開催、必要に応じた市長申立が実施されてきたことが背景にあります。

市長申立件数の推移

年度	市長申立件数
平成 27 年度	3
平成 28 年度	5
平成 29 年度	14
平成 30 年度	34
令和元年度（5 月 31 日まで）	5

平成 28 年度からは行政が中心となり、定期的に医療・福祉・司法のネットワークを構築するために、「成年後見制度等利用推進連絡会」を開催してきました。平成 29 年度から取手市社会福祉協議会の成年後見サポートセンターにおいて「市民後見人養成等あり方検討会（第三者委員会）」を設置、この時点から水戸家庭裁判所にオブザーバー参加依頼をしています。

このような流れの中で、審議会メンバーを高齢分野にとどまらないさまざまな分野から選定することができました。審議会メンバーと、審議会開催前にも 3 回の意見交換会を実施し、準備を重ねています。意見交換会では、平成 31 年 2 月に実施した実態把握調査（ニーズだけではなく、申立の支障になっていることについても調査しています）の結果を報告し、審議会で検討すべき論点を整理して審議会に備えました。

担当者よりこれから取り組む自治体の方へ一言！

本市の特徴は、審議会を開催する以前から関係機関とのネットワークを構築することで市長申立の事案を依頼しやすくなるような環境整備を行ったことです。まずは関係者がざっくばらんに話せる会議体から進めることで第一歩の取り組みが進むのではないかと思います。

今までの取組み、ネットワークを活かしつつ、高齢福祉課と障害福祉課が連携して、権利擁護支援に取り組んでいることが伝わってきます。ご寄稿ありがとうございました。



3. 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」がまとめられました。

認知症等により判断能力が不十分な人が増加するとともに、単身世帯の増加や頼れる親族がいない人の増加といった状況がみられます。「地域共生社会」に向け、その人の判断能力や家族関係がどのような状態となっても、一人の個人としてその意思が尊重され、医療が必要なときは安心して医療を受けることができるようにしていくことが重要です。こうした観点から、厚生労働省の研究班により「[身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン](#)」がまとめられました。今回はその趣旨・背景や内容、関連する通知等について紹介いたします。

身寄りがない人と成年後見制度の関係

いわゆる身元保証人・身元引受人等がないことのみを理由に入院・入所を拒否されないということは、単身高齢者等が安心して生活を送っていく上で、非常に重要なことです。

必ずしも「身寄りがない人」イコール「判断能力が不十分な人」というわけではありませんが、これまでの調査研究で、身寄りのない高齢者等を支える重要な手段の一つとして、成年後見制度が一定の役割を果たしているということが明らかになってきました。例えば、「[介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業報告書](#)」（平成30年3月：みずほ情報総研株式会社、平成29年度老人保健事業推進費等補助金により実施）においては、33.7%の施設（n=2,387件）が、入所契約書の本人以外の署名欄に記載ができない場合、条件付きで入所を受け入れていること、そのうち74.4%の施設が「成年後見制度（法定後見・任意後見）の申請」を条件にあげていることが報告されています。

医療に係る意思決定が困難な人と成年後見制度

また、医療を受ける際、本人の判断能力の程度にかかわらず、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、本人による意思決定を基本とした上で適切な医療提供がなされることが重要です。この点、医療行為についての同意は、本人の一身専属性が極めて強いものであり、医療に係る意思決定が困難な人であっても、本人以外の第三者が同意できるものではないと考えられます。成年後見制度においても、成年後見人等の第三者が医療に係る

意思決定・同意ができるとする規定はなく、成年被後見人等に提供される医療に係る決定・同意を行うことは後見人等の業務に含まれているとは言えません。これについては、いわゆる「医療同意」をめぐる問題として、支援の現場における重大な論点とされていたことは周知のとおりです。

ガイドラインの背景

「身寄りがない人」や「医療に係る意思決定が困難な人」も安心して医療を受けられることが重要ですが、身寄りがない人に関しては、身元保証等高齢者サポートサービスを行う民間事業者に関する苦情も寄せられていること、成年被後見人等の医療に係る意思決定が困難な人に関しては、その支援の在り方や成年後見人等の具体的な役割をどのように考えたらよいか、といった点が指摘されています。

こうした背景もあり、「成年後見制度利用促進基本計画」では、「成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう検討すること」を求めています。また、内閣府の消費者委員会から、消費者被害防止の観点により出された「[身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議](#)」（平成29年1月）においては、単身高齢者が安心して病院に入院することができるよう、医療機関が身元保証人・身元引受人等に求める役割等の実態を把握すること等を求めています。「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」は、この二つの要請に応える研究事業（平成30年

度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」の成果として取りまとめられたものです。

ガイドラインにおける身寄りがいない人への対応

研究成果に基づいて、ガイドラインでは医療機関が「身元保証・身元引受等」に求めてきた機能、役割を、①緊急の連絡先に関すること、②入院計画書に関すること、③入院中に必要な物品の準備に関すること、④入院費等に関すること、⑤退院支援に関すること、⑥（死亡時の）遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること、の6つにあると捉え、「本人の判断能力が十分な場合」「判断能力が不十分で、成年後見制度を利用している場合」「判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合」に分け、6つの機能ごとの対応方法を解説しています。

ガイドラインは、主に医療機関で働く職員に向けて作成されたものです。しかし、実際に認知症等により判断能力が不十分な人や身寄りがいない人に対して医療を提供するにあたっては、福祉的な支援が必要となる場合が多いことから、本ガイドラインが示している対応方法の多くで、各自治体における介護保険・高齢者福祉担当部局、障害保健福祉担当部局、成年後見制度利用促進担当部局、生活保護制度担当部局、生活困窮者自立支援制度担当部局などの福祉関係部局や、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関（権利擁護センター等を含む）、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関に対して、医療機関から相談をすることが想定されています。このため、上記の福祉関係部局・関係機関においても、本ガイドラインの内容を確認し、医療機関と連携した対応をとっていくことが重要となります。

成年後見人等に期待される具体的役割

ガイドラインの基本的考え方として、すべての対応の**大前提に本人の意思・意向の確認と尊重がある**ことが示されているほか、医療に係る意思決定が困難な場合の対応として、**「人生の最終段階における**

医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン

（平成30年3月改訂 厚生労働省）の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要があること、また、医療機関においては、身寄りがいない人へのマニュアル作成、倫理委員会の設置などの体制整備を行うことも有効としています。

そして、成年後見人等の業務にはいわゆる医療同意権は含まれないという現行法上の整理を前提にしつつ、成年後見人等に期待される具体的役割を示し、本人が円滑に必要な医療を受けられていることが重要であるとしています。なお、ガイドラインでは、医療機関の職員が成年後見人等との連携の仕方が分からなかったり、成年後見人等の業務に疑問が生じたりする場合には、中核機関等に相談することが考えられるとしています。中核機関等は、権利擁護支援の相談機関として、医療機関からのこうした相談への対応も期待されています。

医療における意思決定が困難な場合に成年後見人等に期待される具体的役割

契約の締結等

<必要な受診機会の確保・医療費の支払い>

- ・本人の健康状況に応じた医療サービスが受けられるよう、必要な診療契約を締結するとともに、それに伴う診療費・医療費について、医療機関からの請求に応じて本人の資産の中から支払いを行う。

身上保護（適切な医療サービスの確保）

<本人の医療情報の整理>

- ・本人に必要な医療が円滑に実施されるよう、治療方針の決定に役立つような医療情報（例：既往歴、服薬歴等）を本人の家族等から収集するとともに、集約された医療情報について主治医を始めとする医療機関に提供する。また、医療機関から提供された本人の医療情報（おくすり手帳等）を適切に管理する。

本人意思の尊重

<本人が意思決定しやすい場の設定>

- ・医療についての説明を本人が理解しやすいよう、本人が信頼している介護福祉関係者等がいる場合には、説明の場への同席の依頼を行う。
- ・成年後見人等が医療についての説明の場に同席し、本人に分かりやすい言葉で伝える等、本人の理解を支援する。
- ・その他必要に応じて本人とのコミュニケーションを支援するサービスを手配したり（例：筆記通訳者の派遣依頼など）、説明の場を本人の慣れ親しんだ環境に設定する等の検討を行う。

＜本人意思を推定するための情報提供等＞

- ・本人がどのような医療を受けたいと表出していたのか、何を好んでいたのか等本人の意思を推定する際に材料となる個人情報収集し、医療機関に対してその提供を行う。
- ・関係者の招集など本人意思を推測するためのカンファレンスの開催依頼を行うとともに、成年後見人等多職種連携チームの一員として意思決定の場に参加する。

＜退院後、利用可能なサービスについての情報提供＞

- ・本人がどのような施設やサービスと契約しうるのか、財産状況も踏まえて主治医や医療機関に説明する。

その他

＜親族への連絡・調整(親族の関与の引き出し)＞

- ・本人に親族がいる場合には、関わりが薄くなっていった親族への連絡、情報提供、関与を依頼するとともに、親族との役割分担を行い必要に応じて意見調整等を行う。

通知等の発出

本年3月18日の第2回成年後見制度利用促進専門家会議及び4月24日の第66回社会保障審議会医療部会の審議を経て、このガイドラインについて広く周知すべく通知等も発出されています。

[○「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの発出について\(通知\)」\(令和元年6月3日付け厚生労働省医政局総務課長通知\)](#)

[○「「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について\(周知依頼\)」\(令和元年6月3日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・保護課長・障害保健福祉部障害福祉課長・老健局振興課長連名通知\)](#)

そのほか、上記通知にも参考として添付されていますが、「入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第19条第1項に抵触する」ことを明確化した通知として、下記も発出されています。

[○「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」\(平成30年4月27日付け厚生労働省医政局医事課長通知\)](#)

施設入所の場合

介護保険施設については、平成31年3月19日に開催された[全国介護保険・高齢者福祉担当課長会議](#)において、「介護保険施設に関する法令上は、身元

保証人等を求める規定はないこと」「身元保証人等がないことはサービス提供を拒否する正当な理由には該当しないこと」について、改めて確認されています。

安心して生活し続けることができる地域づくり

[「平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金\(社会福祉推進事業\)『身寄り』のない生活困窮者に対する支援手法に関する調査研究事業報告書」](#)

(平成31年3月特定非営利活動法人つながる鹿児島)では、全国の地域包括支援センターや自立相談支援機関を対象とした調査結果を踏まえ、「『身寄り』のない人を社会全体で支えるシステムを構築する必要がある」と指摘し、「本人の備え」「チームアプローチ」「マンツーマン型の支援者」「互助の促進」の4つのアプローチを提案しています。

また、社会福祉協議会の中には、高齢者が施設や病院に入る際に身元保証機能を担う事業を始めているところもあります(足立区社会福祉協議会「高齢者あんしん生活支援事業」、立川市社会福祉協議会「たちかわ入居支援福祉制度」など)。

[「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」\(平成29年12月12日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知\)](#)

では、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方」を挙げ、成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画と一体的なものとすることも考えられることを示しています。

権利擁護支援の地域連携ネットワークの協議会においては、本ガイドラインや今回発出された通知等を共有いただくだけでなく、「身寄りがない人への支援のあり方」についての課題を共有し、その権利擁護の支援のためにどのような連携や仕組みが必要となるのか、協議していただくことも非常に大切です。また、各中核機関や権利擁護センターからも、身寄りのない人を支えている成年後見人等がガイドラインの趣旨・内容について確認し、その後見活動に活用いただけるよう、今回の通知の発出等について、ぜひお伝えください。

4.【速報】国研修の日程をお伝え致します

今年度、市町村職員、中核機関職員等を対象とした国研修を実施致します。中核機関の委託を受ける予定（見込み）の職員や、アドバイザーをしている専門職の方々も受講することができます。

具体的なプログラム、受講についての申込み先、申込み方法等は、今後、事務連絡やニュースレターでお伝えしていきますが、先に日程と研修会場をお伝え致します。受講を検討していただいている方は、ぜひご予定ください。

研修名	日程	定員	会場
基礎研修 市町村・ 中核機関等 職員対象	【第1回】9月17日(火)～19日(木)	400名	東京ベイ幕張ホール(千葉市)
	【第2回】10月29日(火)～31日(木)	400名	TOC 有明(東京都江東区)
	【第3回】11月25日(月)～27日(水)	400名	OMMビル(大阪市)
応用研修 主に中核機 関等職員対 象	【第1回】12月16日(月)～18日(水)	200名	TFTビル(東京都江東区)
	【第2回】令和2年1月21日(火)～23日(木)	200名	大阪ペイタワー(大阪市)
	【第3回】令和2年2月4日(火)～6日(木)	200名	イースト21(東京都江東区)

5.市町村職員を対象とするセミナーについてお知らせします

前号でお知らせした「第145回市町村職員を対象とするセミナー」を以下のとおり開催します。

テーマ：「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインについて」

「成年後見制度利用促進における欠格条項見直しと市町村計画策定について」

日時：令和元年7月17日（水）13:00～16:00

会場：厚生労働省 三田共用会議所（東京都港区三田 2-1-8）

対象：市町村（特別区、一部事務組合等を含む。）、都道府県の職員の方や、中核機関の委託を受けている方（受ける予定の方を含む。）を優先とし、定員の範囲内で市町村、都道府県の推薦を受けた専門職の方の参加も承ります。

プログラム：身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインについての研究報告、実践報告
成年後見制度利用促進における欠格条項見直しと市町村計画策定についての行政説明（中核機関の整備パターン例の紹介を含む）

申込方法：6月中旬より受け付け開始予定です。

受付開始については、メール、ニュースレターでお知らせ致します。

【市町村職員を対象とするセミナーのホームページ】**※まだ応募できません。**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/seminar/index.html>

利用促進室短信

本日の参議院本会議で、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が全会一致で可決されました。近日中に公布される予定です。次回のニュースレターは、いわゆる欠格条項見直しについて特集します。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111〔代表〕（内線 2228）FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索

